

第8回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年12月9日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第8回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和7年12月9日(火)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4、出席委員(17名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

5、欠席委員

なし

6、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~9)
- 第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について
- 第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~2)
- 第6 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1)
- 第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1)

第8 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~5)

第9 報告第5号 転用事実確認証明について(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	主任書記	井内和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第8回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第8回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、八角功次委員および高橋政人委員をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～9）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から9について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、南今泉字小山、地目、田の2筆、面積6,088㎡を贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営移譲準備のため、義務者は後継者へ生前贈与するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しない

ものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、清名幸谷字五ツ定、現況地目、田の7筆、面積4,723㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央やや上側に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、大網字法目谷、地目、畑の1筆、面積1,246㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央やや右上に1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページまでになります。

9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号4、申請地は、小西字滝田、地目、田の1筆、面積1,176㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出のため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央やや左上に1-4と示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから16ページまでになります。

13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、小西字滝田、地目、田の1筆、面積1,246㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出のため、義務者は管理できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央やや左上に1-5と示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料17ページから20ページまでになります。

17ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号6、申請地は、山口字上田、地目、田の4筆、面積3,786㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は離農するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央やや右上に1-6と示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料21ページから24ページまでになります。

21ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、金谷郷字小沼谷、地目、田の2筆、面積193㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧ください。

中央やや左上に1-7と示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料25ページから28ページまでになります。

戻りまして、25ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号8、こちらの案件は、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明書を交付し、その後、公売農地を落札され、落札者となったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請がされたものでございます。

申請地は、金谷郷字安楽地谷、地目、田の1筆、面積895㎡を、公売により所有権移転しようとするものでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧ください。

中央やや右上に1-8と示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料29ページから32ページまでになります。

29ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号9、申請地は、富田字陣場、現況地目、畑の1筆、面積155㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は親戚へ譲り渡すため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央やや左下に1-9と示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料33ページから36ページまでになります。

33ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、八角功次委員、お願いいたします。

○八角委員 はい。議案第1号、整理番号1の案件について、調査報告いたします。

内容は事務局説明のとおりです。

12月7日に八角推進委員さんと、権利者義務者宅にお邪魔してお話を伺いました。

申請内容に間違いはありませんとのことでした。

2人は親子関係であり、今後、経営移譲するための準備として申請することになったとのことでした。

機械類はそろっており、何ら問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2及び9の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは整理番号2の調査報告をいたします。

12月2日、北田推進委員と権利者宅へ伺い、お話を伺って参りました。

義務者は電話での対応となります。

この申請の土地は前から権利者が耕作しておりまして、義務者も高齢になったということで、今回の3条申請になったようでございます。

何ら問題はないと思いますが、慎重審議よろしくをお願いいたします。

整理番号9についての調査報告をいたします。

12月2日、北田推進委員さんと権利者にお会いしてお話を聞いてきました。

2人は親戚同士です。

相続の時に漏れた土地をこのままにしておくといけないということで今回の申請に至ったそうでございます。

何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、三木年彦委員、お願いいたします。

○三木委員 はい。それでは議案第1号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

理由といたしましては、事務局の説明のとおりでございます。

12月5日に中村推進委員さんと申請内容の話を伺いました。

権利者は市内の農業者であり、義務者は仕事の都合で欠席され、弟さんに確認を行いました。

申請地は相続で取得した農地であり植木畑として利用をされていました。

しかし、管理ができないため隣接地を所有している権利者に譲渡の相談をしたところ、合意したとのことでありました。

申請地は、権利者の自宅近くでもあり、隣接の畑も所有しており利便性が増し良くなります。

権利者によりますと今後は槇の木を伐採、抜根を行い、甘藷等を作付けする予定とのことでありました。

また、権利者は長らく農協に勤務していたので、営農指導で培った知識と経験を活かしてしていくとも話をされておりました。

以上、特に問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4から6の案件につきましては、岡本佳之委員、お願いいたします。

○岡本委員 議案第1号整理番号4から6について調査報告いたします。

議案第1号、整理番号4と整理番号5の案件については、権利者が同一であり、隣接している田になっております。

まず、整理番号4について調査報告をいたします。

内容については、事務局説明のとおりです。

権利者、義務者とも電話にてお話を伺いました。

大原推進員さんと、12月7日現地を確認しました。

権利者と義務者は知り合いとのことでした。

申請に至った理由は、権利者は以前から申請地を借り受けて耕作しておりましたが、義務者より引き取って欲しいことの旨のお話があったことから、受けることにしたとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いございませんということでした。

次に、整理番号5の案件について調査報告申し上げます。

権利者は整理番号4の権利者と同一であります。

権利者、義務者とも電話にてお話を伺いました。

大原推進委員さんと12月7日現地を確認しました。

権利者と義務者は知り合いとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いございませんとのことでした。

申請に至った理由としましては、義務者より耕作できないため、引き取って欲しい旨のお話があり、整理番号4の申請地と隣接していることから、引き取ることにしたとのことでした。

申請地はよく管理されており、権利者は市外の認定農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

続いて、整理番号6について調査報告させていただきます。

内容については事務局説明のとおりです。

権利者、義務者ともに電話にてお話を伺いました。

大原推進委員さんと、12月7日に現地を確認しました。

権利者、義務者は知り合いとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いございませんということでした。

申請に至った理由は、権利者は以前から申請地を借り受けて耕作しておりましたところ、義務者より引き取って欲しいとお話があったことから、受けることにしたとのことでした。

申請地はよく管理されており、権利者は地域の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号7から8の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第1号、整理番号7について調査報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

12月3日に平賀推進委員さんと現地で、義務者の娘さんと権利者にお話を伺いました。

義務者によりますと、申請地は現在進められている山辺土地改良事業から除外され、面積も狭く、草刈をして管理している状況でした。

隣接農地の所有者である権利者に相談したところ、話がまとまり、間違いありませんとのことでした。

権利者は自宅からも近く経営規模を拡大するため、今回の申請になったそうです。

ライスセンターの構成員で農機具等もそろい、意欲的に農業に取り組んでいます。

現地は、草刈をして綺麗に管理されておりました。

特に問題はないと思われますが、皆様の慎重なる審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第1号、整理番号8について調査報告いたします。

理由としては事務局の説明のとおりです。

12月3日に平賀推進委員さんと権利者宅に伺い調査を実施しました。

本件につきましては8月8日の総会において、議案第2号、整理番号1で承認された買受適格証明願に基づき、東京国税局の公売に参加し、落札した物件についての申請とのことでした。

権利者は農機具等もそろい、親子で意欲的に農業に取り組んでいます。

申請地も、自宅から近く、何ら問題はないと思われます。

委員の皆様の慎重審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から9について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から9に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号２は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号３について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号３は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号４について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号４は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号５について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号５は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号６について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号６は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号７について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号７は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号８について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号８は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号９について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号９は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第２号

○議長 続きまして、日程第４、議案第２号、「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題といたします。事務局から議案第２号について、説明をお願いいたします。

なお、本日審議をいただく、整理番号１２及び１３の案件は、今関喜明委員が、大網白里市農業委員会会議規則第１０条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくこととなりますので、まず、議案第２号、整理番号１から１１について、説明をお願いいたします

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の６ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第３項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の７ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は８人、権利設定をする者は１２人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が５３筆、畑が３筆で、合計面積６６，７０４㎡でございます。

次に、議案書の８ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の９ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

それでは、整理番号順に、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南玉、田が1筆、1,021㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号2、南玉、田が1筆、489㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

10ページをご覧ください。

整理番号3、南玉及び池田、田が12筆、8,460㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号4、池田、田が1筆、1,021㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

11ページをご覧ください。

整理番号5、養安寺、田が2筆、1,381㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号6、富田、田が7筆、6,756㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

12ページをご覧ください。

整理番号7、富田、田が1筆、656㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号8、九十根及び下ヶ傍示、田が6筆、3,943㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米5俵、新規。

13ページをご覧ください。

整理番号9、北今泉、田が9筆、畑が3筆、22,005㎡、10年、無償、新規。

整理番号10、四天木、田が3筆、2,904㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

14ページをご覧ください。

整理番号11、四天木、田が6筆、13,883㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

なお、整理番号1から11の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますが、整理番号５及び９以外の案件につきましては、利用権設定から制度変更による更新となり、報告を省略させていただきます。

○議長 整理番号５について、岡本佳之委員、お願いいたします。

○岡本委員 それでは議案第２号、整理番号５について調査報告を申し上げます。

内容については、事務局説明のとおりです。

借受人、貸付人とも１２月３日、電話で確認を行いました。

今回の申請に、双方とも間違いないということで、今回の申請は利用権設定の更新に当たりますが、借受人の名義を家族間で変更するため、新規扱いの更新を行いましたとのことでした。

以前より作付けを行っておりますので、特に問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重なる審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 整理番号９について、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは整理番号９について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は１２月４日に加藤岡推進委員さんと調査いたしました。

借受人、貸付人に確認したところ、申請に間違いないとのことでした。

また、今回の申請は、経営移譲による親子間の申請であるため、特に問題ないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 調査された皆様、ご苦労様でした。

これより、整理番号１から１１について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号１から１１に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第２号、整理番号１から１１について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第２号、整理番号１から１１について、原案のとおり承認

することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から11の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

○議長 続きまして、整理番号12及び13の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、今関喜明委員は、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第2号、整理番号12及び13について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号12から13の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、権利の設定を受ける者と権利の設定をする者の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号12、富田、田が2筆、3,018㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号13、富田及び南横川、田が2筆、1,167㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

なお、整理番号12から13の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますが、整理番号12及び13以外の案件につきましては、利用権設定から制度変更による更新となり、報告を省略させていただきます。

○議長 調査された皆様、ご苦労さまでした。

これより、整理番号12から13について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて整理番号12から13に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号12から13について、一括して採決す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号12から13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号12から13の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員入室)

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第5、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第6、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第7、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第8、報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第9、報告第5号「転用事実確認証明について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書16ページから17ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

整理番号1は、駐車場用地として、所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

議案書19ページをご覧ください。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は1件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書の記載のとおりであり売買による所有権移転を予定していることによる賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の20ページから22ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員および推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第5から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長　ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第8回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時44分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月9日

農業委員会会長

内海 亮一

署名委員

八角 功次

署名委員

高橋 政人